

藤沢市立浜見保育園アスベスト飛散事案
に関する石綿関連疾患の認定について



2021年（令和3年）10月
藤沢市

はじめに

1972年（昭和47年）4月に開所した藤沢市立浜見保育園では、天井の一部に、アスベスト含有の吹付け材による仕上げがされていたことから、2007年（平成19年）8月に完全に除去されるまでの間、在園していた園児等にアスベストによる健康被害が発生する疑いが生じています。

浜見保育園に在園していた皆様及び保護者の皆様におかれましては、アスベスト飛散の疑いが判明した後の対応において、藤沢市のアスベストに対する認識不足やリスクコミュニケーションの不足により、将来にわたる不安な思いをさせてしまいました。

藤沢市では、2015年（平成27年）3月に外部の有識者による「藤沢市石綿関連疾患対策委員会」を設置し、アスベストばく露によるリスクの推定や今後の検診、補償等の検討を行い、2018年（平成30年）5月には同委員会から「藤沢市立浜見保育園アスベスト事案に関する最終報告書」が提出されました。

これを受けて、藤沢市といたしましては、本報告書でのご意見とこれまでの対応の反省を踏まえて、万が一、在園していた方がアスベスト関連疾患に発症した場合に、補償又は給付を行う制度を制定いたしました。

このパンフレットでは、補償及び給付の制度について、対象となるアスベスト関連疾患や補償・給付認定までの流れ、認定を行う際の考え方について説明しています。



【目次】

- 1 浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における
補償・給付制度の概要 . . . 3ページ
- 2 対象となる疾患 . . . 4ページ
- 3 対象となる在園期間 . . . 4ページ
- 4 認定および補償等までの流れ . . . 5ページ
- 5 各疾患の認定の考え方 . . . 7ページ

※認定の考え方については、調査・認定部会の専門的な見地により作成しており、実際の認定にあたっては、調査・認定部会の答申を受け、藤沢市が認定を行います。

【用語解説】

委員会

「藤沢市石綿関連疾患対策委員会」のことをいいます。

調査・認定部会

「藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会」のことをいいます。

1 浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における 補償・給付制度の概要

浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における補償・給付制度とは、アスベストが飛散していた期間に在園していた園児がアスベスト関連疾患を発症した場合に、申出により、浜見保育園のアスベストによる起因性を調査し、その結果に応じて治療にかかる費用などの補償や給付金を支給する制度です。

(1) 起因性が認められる場合

補償制度の対象となり、次の①～⑤の補償を受けることができます。

①治療費

認定されたアスベスト関連疾患に係る治療等にかかった費用を支給します。

②休業・生活補償

アスベスト関連疾患が原因で、労働することができない、又は日常生活に著しく制限を受ける程度の心身の状態の日数分支給するものです。

③葬祭費

補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。

④弔慰金

補償対象に認定された方が、死亡した際、その死亡原因にかかわらず支給するものです。

⑤遺族補償

補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。

(2) 起因性は認められないが、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できず、他の発症原因が考えられない場合

給付制度の対象となり、100万円の一時金を支給します。

なお、本文中に出てくる「起因性」とはアスベスト関連疾患の発症につながる主な原因となったことを指しています。

2 対象となる疾患

本制度の対象となる疾患は、次の5疾患です。

(1) 中皮腫	(2) 原発性肺がん	(3) びまん性胸膜肥厚
(4) 良性石綿胸水	(5) 国際がん研究機関（IARC）が認めた疾患※	

※2021年10月1日時点で、喉頭がん・卵巣がん・後腹膜線維症が認められています

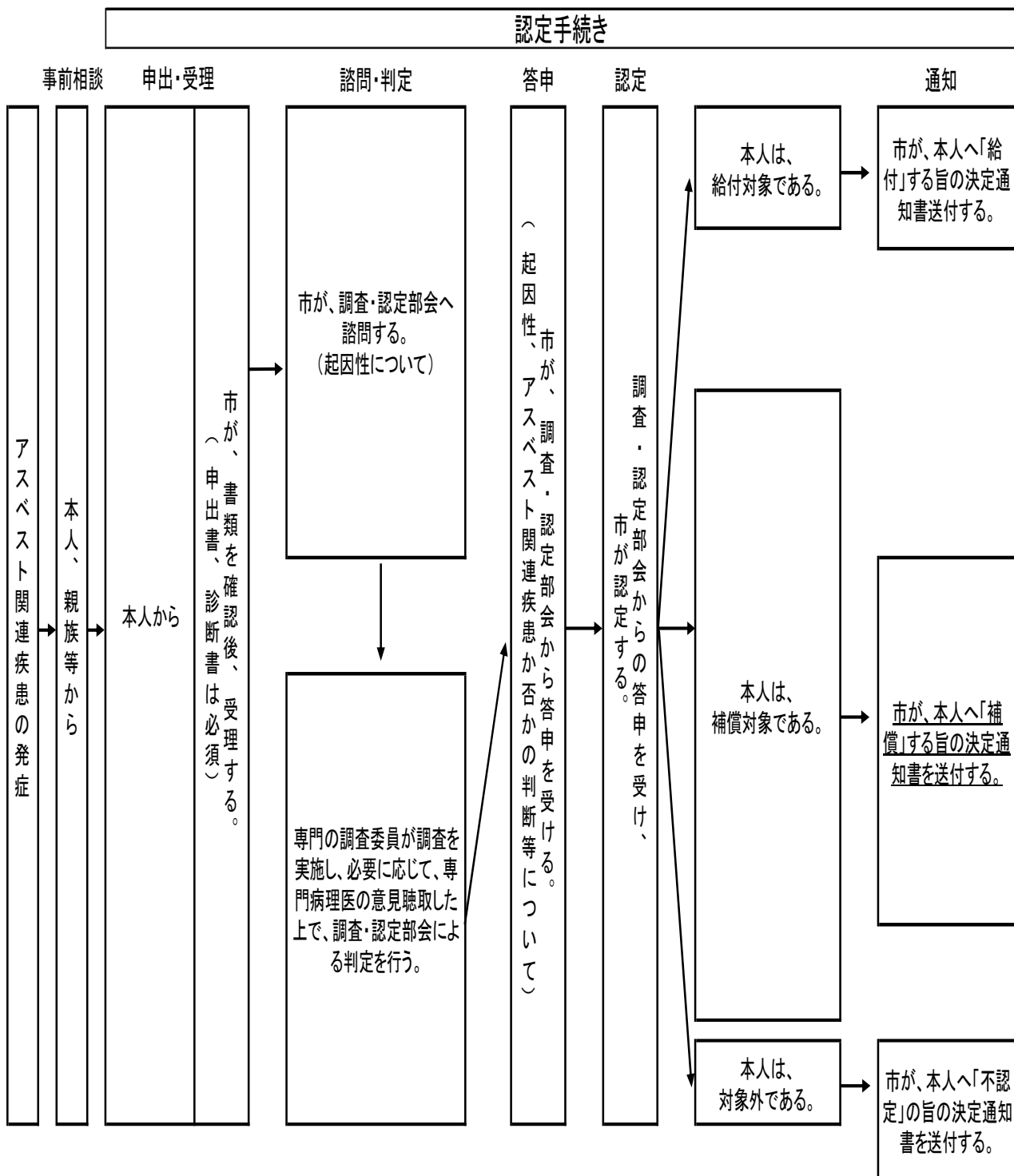
アスベスト関連疾患は、最初のアスベストばく露から概ね10年程度の潜伏期間があることが知られています。そのため、在園時期から10年程度経過していない方は、本制度の対象外となる可能性があります。

3 対象となる在園期間

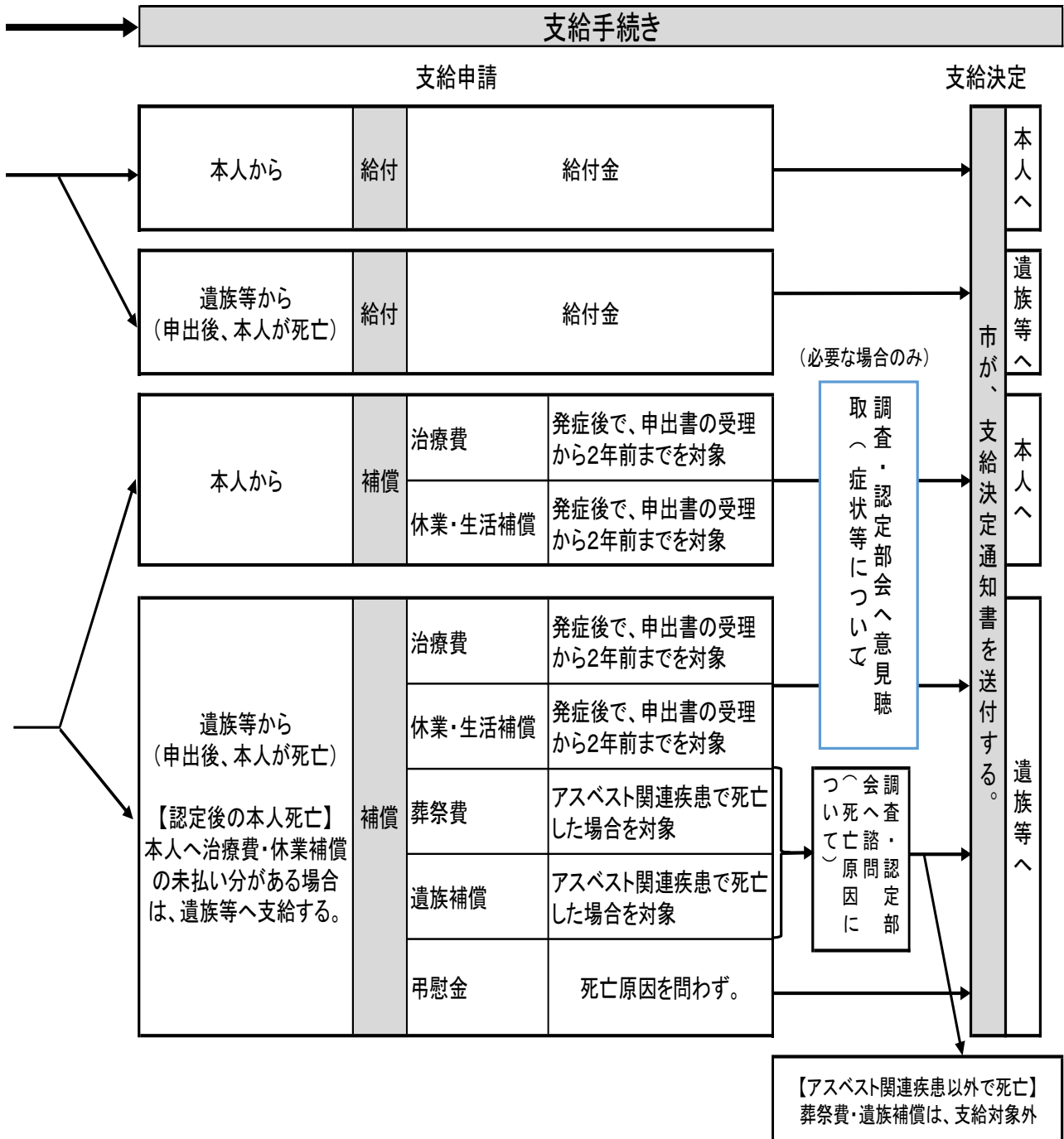
本制度の対象となる在園期間は、次の(1)～(4)のとおりです。

- (1) 昭和47年4月1日から昭和59年10月31日までの間
(吹付けアスベストが露出していた期間)
- (2) 昭和59年11月1日から昭和60年2月28日までの間
(遊戯室改修工事期間)
- (3) 平成11年4月1日から平成16年3月31日までの間
(雨漏り発生期間) ※この期間については、在園が1年を超える場合のみ
- (4) 平成16年4月1日から平成18年2月28日までの間
(雨漏り発生及び天井板外し等を行った期間)

4 認定および補償等までの流れ



※本人死亡の場合は、遺族等から申請いただけます。申し出期限がありますので、詳しくは保育課までお問い合わせください。



5 各疾患の認定の考え方

(1) 中皮腫

1. 病理診断

環境再生保全機構から中皮腫の認定決定通知書（様式1号）が発行されたことをもって、病理診断がされたものとしたします。

2. 浜見保育園でのばく露

浜見保育園での石綿ばく露期間は、おおむね1年以上とします。

3. アスベストばく露調査

調査・認定部会員によるアスベスト調査を実施し、様々な要因の検討を行います。

4. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、調査・認定部会で検討し、「起因性あり」「寄与可能性あり」「起因性なし」「制度対象外等」の判断を行います。

5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。

6. 認定

市は、調査・認定部会の答申内容に応じて、認定を行います。

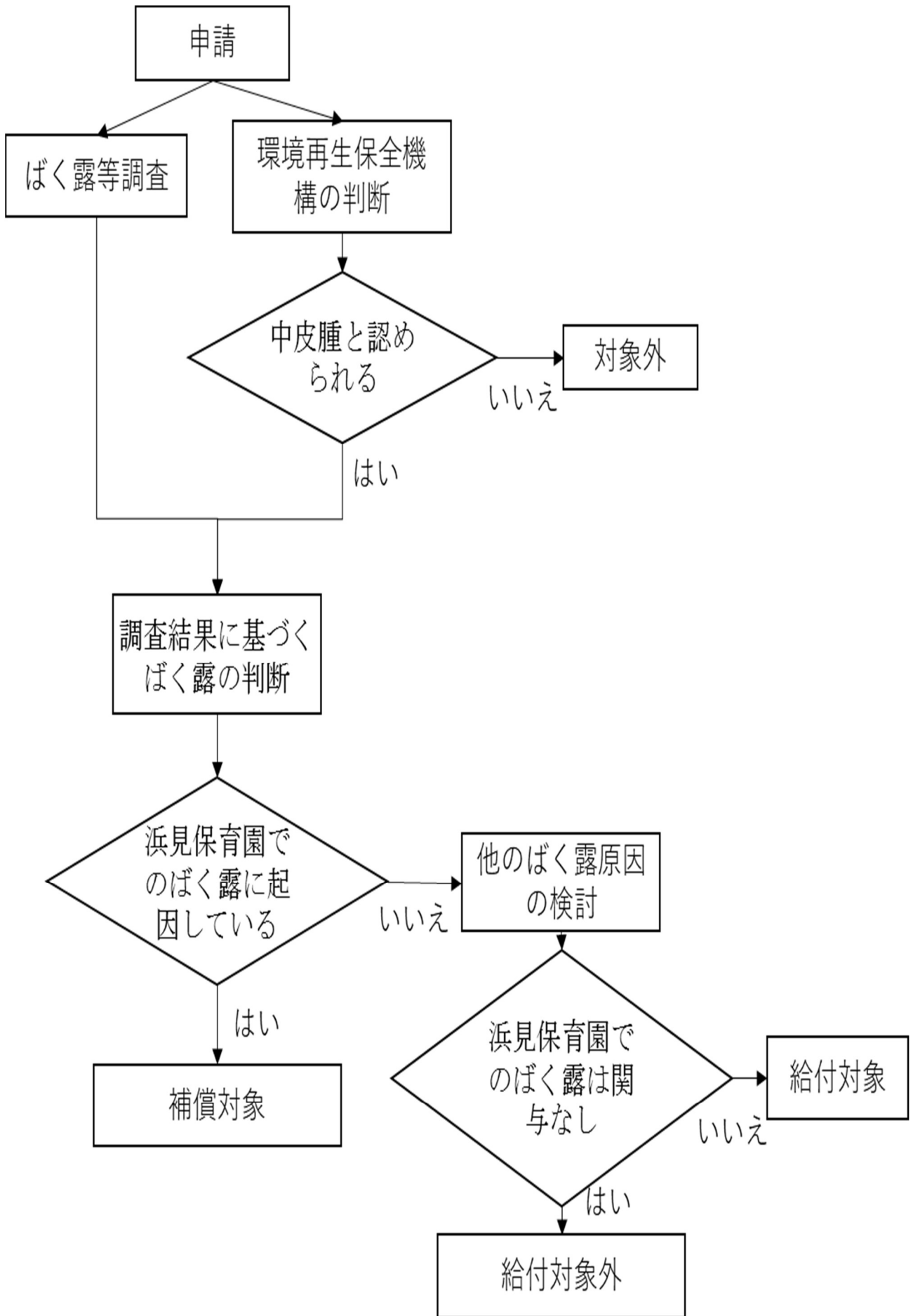
答申内容が

「起因性あり」の場合は、補償制度対象者として認定、

「寄与可能性あり」の場合は、給付制度対象者として認定、

「起因性なし」または「制度対象外等」の場合は、不認定となります。

なお、「起因性なし」とは、疾患の発症が浜見保育園のアスベストばく露以外の他の発症原因に起因しており、浜見保育園のアスベストばく露が発症に関与している可能性は極めて低いことを指しています。



(2) 原発性肺がん

1. 病理診断

肺がんの病理診断としては、市が依頼したアスベスト関連疾患を専門とする病理医が、肺がんの病理診断が正しいことを承認した場合を前提とします。

2. 浜見保育園でのばく露期間

浜見保育園での石綿ばく露期間は、おおむね1年以上とします。

3. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露に関して調査・認定部会で検討し、主に「寄与可能性あり」「起因性なし」「制度対象外等」の判断を行います。

判断に際しては、「ドイツのBK-REPORT2007」、「アスベストによる職業病の鑑定のための提言—ファルケンシュタイン提言—2011年」、「ヘルシンキ基準 2014 石綿、石綿肺、及びがん、診断及び原因判定に関するヘルシンキ・クライテリア 2014年版」等を参照します。

4. 補償相当・給付相当の判断

以上の3点から考え、石綿濃度が職業ばく露と比べ高いとまでは言えないこと、最大でも6年間のばく露期間であること、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露が肺がん等の発症リスクを2倍にするという点を参考にして、調査・認定部会で判定を行います。

5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。

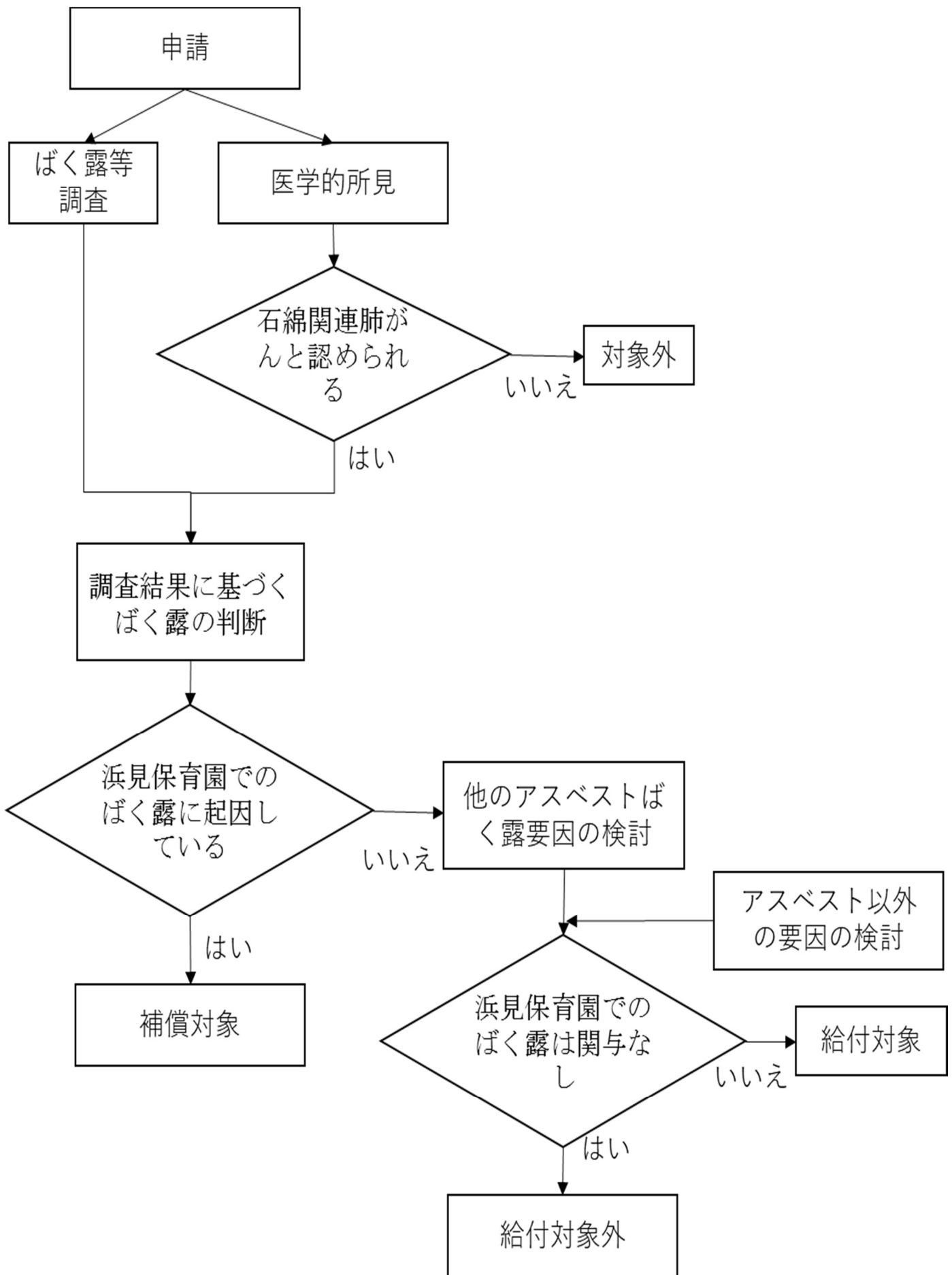
6. 認定

市は、調査・認定部会の答申内容に応じて、認定を行います。

答申内容が

「寄与可能性あり」の場合は、給付制度対象者として認定、

「起因性なし」または「制度対象外等」の場合は、不認定となります。



(3) 喉頭がん・卵巣がん

1. 病理診断

喉頭がんおよび卵巣がんの病理診断としては、市が依頼したアスベスト関連疾患を専門とする病理医が、喉頭がん、または卵巣がんの病理診断が正しいことを承認した場合を前提とします。

2. 浜見保育園でのばく露期間

浜見保育園でのアスベストばく露期間は、おおむね1年以上とします。

3. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露に関して調査・認定部会で検討し、主に「寄与可能性あり」「起因性なし」「制度対象外等」の判断を行います。

判断に際しては、「ドイツのBK-REPORT2007」、「アスベストによる職業病の鑑定のための提言—ファルケンシュタイン提言—2011年」、「ヘルシンキ基準 2014 石綿、石綿肺、及びがん、診断及び原因判定に関するヘルシンキ・クライテリア 2014年版」等を参照して判断します。

4. 補償相当・給付相当の判断

以上の3点から考え、石綿濃度が職業ばく露と比べ高いとまでは言えないこと、最大でも浜見保育園の滞在は6年間のばく露期間であること、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露が肺がん等の発症リスクを2倍にするという点を参考にして、調査・認定部会で判定を行います。

5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。

6. 認定

市は、調査・認定部会の答申内容に応じて、認定を行います。

答申内容が

「寄与可能性あり」の場合は、給付制度対象者として認定、

「起因性なし」または「制度対象外等」の場合は、不認定となります。

(4) 良性石綿胸水，びまん性胸膜肥厚，後腹膜線維症

疾患名	認定要件
良性石綿胸水	<p>胸水は，石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎，リウマチ性胸膜炎など）で発症するため，良性石綿胸水の診断は，石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。</p> <p>そのため，診断が非常に困難であることから，調査・認定部会が協議した上で，本制度上の疾病として判定するか否かの判断をします。</p>
びまん性胸膜肥厚	<p>浜見保育園のばく露により発症したびまん性胸膜肥厚であって，肥厚の広がりがある一定の基準に該当し，著しい呼吸機能障害を伴うもので，石綿ばく露期間が概ね3年以上ある場合（次の①～③全てを満たす場合）に，本制度上の疾病として認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 石綿ばく露期間概ね3年以上 ② 著しい呼吸機能障害がある <ul style="list-style-type: none"> ※パーセント肺活量（%VC）が60%未満である場合など ③ 一定以上肥厚の広がりがある <ul style="list-style-type: none"> ※胸部CT画像上に <ul style="list-style-type: none"> ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1 / 2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1 / 4以上
後腹膜線維症	<p>後腹膜に線維が増殖する極めて稀な疾患です。そのため，診断が非常に困難であることから，調査・認定部会が協議した上で，本制度上の疾病として判定するか否かの判断をします。</p>

6 連絡先

藤沢市 子ども青少年部 保育課

〒251-8601

神奈川県藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎3階

(電話番号) 0466-50-3526

(ファクシミリ) 0466-50-8446

(E-Mail) fj1-hoiku@city.fujisawa.lg.jp

(ホームページ)

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/hamamihoikuen/asubesuto.html>

